

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る随意契約を  
沖縄市契約規則第32条第4項の準用による公表

契約前

公表日：平成29年2月3日

## 1. 契約前公表内容

契約前公表日	平成29年2月3日
契約内容	資源ごみ等分別業務委託（廃蛍光管等）
契約期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
契約先の決定方法及び選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等 2. 沖縄市、宜野湾市、北谷町の一つ以上に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3. 就業を希望する障がい者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に就業支援事業を推進していること。 4. 他の事業所との契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
申請方法及び提出期限	①見積書の提出 ②定款又は設立趣意書の提出 ③収支報告書（損益計算書等）の提出 ④法人の従業員数又は会員数のわかるパンフレット等の提出 ⑤他の事業所との契約実績書の提出 ⑥提出期限：平成29年2月22日（水）午後3時まで
契約担当課	業務第一課 電話（098）921-0883 担当：平良

\*見積書提出前に、業務仕様書の受取り及び現場確認を行なってください。

## 2. 契約後公表内容

契約締結日	
契約金額	
契約先の氏名及び住所	
契約理由	